

事業者の皆様向け (企業・農林業者)

令和3年4月1日現在

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者への支援概要

企業・農林業者への主な支援内容をまとめました。詳細は相談窓口へお問い合わせください。

困りごと

主な支援内容

相談窓口

従業員の
雇用を
守りたい

助成金等

雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

対象：労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い雇用維持を図った事業者
支援内容：休業手当、賃金等の一部を助成（1人1日15,000円上限）
助成率 中小企業 4/5、解雇等を行わない場合10/10
大企業 2/3、解雇等を行わない場合3/4



静岡県労働局
雇用調整助成金センター
TEL 054-653-6116
ハローワーク掛川
TEL 0537-22-4185

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

対象：小学校等が臨時休業した場合等に、子の保護者（労働者）の休職に伴う所得の減少に対応するため有給休暇を取得させた事業者
※対象となる有給休暇の期間 令和3年3月末まで
申請期限：令和2年10月1日～12月31日の休暇取得分 → 令和3年3月31日まで
令和3年1月1日～3月31日の休暇取得分 → 令和3年6月30日まで
支援内容：有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額×10/10（上限 日額8,330円）



学校等休業助成金・支援金
相談コールセンター
TEL 0120-60-3999

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

対象：新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方
申請期限：令和2年10月1日～12月31日の休業期間 → 令和3年3月31日
令和3年1月1日～2月28日の休業期間 → 令和3年5月31日
※労働者本人からの申請のほか、事業主がまとめて申請可能
支援内容：休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給



新型コロナウイルス感染症
対応休業支援金・給付金
コールセンター
TEL 0120-221-276

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急経営相談窓口【要予約】

新型コロナウイルス感染症により事業経営に影響が出ている事業者を対象とした緊急相談窓口
予約方法：相談希望日1週間前までに申込書を市役所商工観光課へ送付→後日相談日決定
開催日程：毎月第2火曜日 9:30～16:00
会場：菊川市立図書館2階 会議室（菊川市役所本庁舎西側）



菊川市役所商工観光課
TEL 0537-35-0936

事業主向け相談窓口(ハローワーク掛川主催)【要予約】

ハローワーク職員や社会保険労務士等による人材確保や各種助成金、同一労働・同一賃金をはじめとする働き方改革など、雇用に関する出張相談
予約方法：菊川市役所商工観光課へお電話ください。
開催日程：毎月第2火曜日 13:00～16:00
会場：菊川市役所本庁舎3階 301会議室



菊川市役所商工観光課
TEL 0537-35-0936

相談に
乗って
ほしい

相談窓口

給付金や
補助金を
受けたい

給付金

補助金

一時支援給付金

対象：2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等
 ① 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
 ② 2019年比又は2020年比で、2021年1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること

支援内容：2020年又は2019年の対象期間の売上－2021年の対象月×3か月
 中小法人等：上限60万円、個人事業主等：上限30万円

申請受付期間：令和3年3月8日～令和3年5月31日

※給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となります。
詳細は経済産業省ホームページをご確認ください。



菊川市飲食店事業継続支援緊急応援給付金

対象：市内に飲食店を有する中小企業者
 ① 令和3年1月19日以前から経営していること
 ② 営業許可証の営業種類が、飲食店営業又は喫茶店営業であること
 (※一部対象外となる店舗があります)
 ③ 営業等所得の申告をしていること
 ④ 暴力団員もしくは暴力団密接関係者でないこと

支援内容：1店舗あたり10万円、市内で複数経営している場合は店舗数×10万円(上限30万円)
 申請受付期間：令和3年3月8日～令和3年5月31日(郵送)



菊川市新型コロナウイルス感染症対策小規模企業者応援給付金

概要：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが大幅に減少し、経営に影響を受けている小規模企業者で、一定の要件を満たしている事業主に対して、事業の継続のため、給付金による支援を行います。

※詳細は今後市ホームページをご確認ください。

申請期間：令和3年4月12日～令和3年6月30日(予定)

市内飲食店販売促進応援事業補助金

対象：宅配・テイクアウトを実施している市内飲食店
 ① 食品衛生法の規定により飲食店の許可を受けていること
 ② 令和3年1月19日以前から継続して市内に営業店を有していること
 ③ 日本標準産業分類の中分類の飲食店に該当していること
 ④ 宅配・テイクアウトの事業を行っていること
 ⑤ 暴力団員もしくは暴力団密接関係者でないこと

支援内容：宅配・テイクアウト用包装容器等の購入費補助
 宅配・テイクアウトのPOP・のぼり等作成費補助
 対象経費の2/3、1店舗あたり上限3万円

申請受付期間：令和3年4月5日～令和3年8月31日



一時支援金事務局
 TEL 0120-211-240

菊川市役所商工観光課
 TEL 0537-35-0936

農業関係者
 農林課農業振興係
 TEL 0537-35-0938
 茶業振興課茶業振興係
 TEL 0537-35-0944

上記以外の事業者
 商工観光課商工観光係
 TEL 0537-35-0936

菊川市商工会
 TEL 0537-36-2241

資金繰り
支援を
受けたい

融
資

経済変動対策貸付金利子補給制度（新型コロナウイルス感染症対応枠）

（経済変動対策貸付金を貸し付けた金融機関に対し、市が3年間の利子補給金を交付）
対象：1年以上継続して同一事業を営む中小企業者で売上高の減少について一定の要件に該当。
支援内容：市利子補給率 0.67%（+県補給率0.67%）補給期間 3年以内



菊川市役所商工観光課
TEL 0537-35-0936
市内各金融機関

融
資

J A アグリエース災害対策資金

対 象：新型コロナウイルスによって影響を受けた J A 遠州夢咲の組合員
融資額：10万円以上500万円以内で影響を受けた金額の範囲内
概 要：無利子、補給期間 5年以内



J A 遠州夢咲
菊川融資センター
TEL 0537-37-2271
小笠融資センター
TEL 0537-73-8741

農業制度資金

対象：資金によって、対象が異なります。融資機関にご相談ください。
概要：経営維持のための「農林漁業セーフティネット資金」、規模拡大その他の経営改善のための「農業経営基盤強化（スーパーL）資金」、前向き投資のための「経営体育成強化資金」、施設投資のための「農業近代化資金」について、コロナウイルス緊急対応策として、実質無担保化、5年間の無利子化がされています。



日本政策金融公庫
静岡支店
TEL 054-205-6070

サテライト
オフィス
を
設置したい

補
助
金

サテライトオフィス設置等事業費補助金

対 象：市外に本社又は主たる事業所を有する企業等
支援内容：市内の空き店舗等を賃借又は取得し、新たにサテライトオフィスを設置する費用の一部を補助。
補 助 額：改修及び改築並びに附帯設備の設置に要する工事費 補助率1/2・補助限度額150万円
賃借料（敷金、礼金及び共益費を除く） 補助率1/2・補助限度額8万円・最長36カ月



菊川市役所商工観光課
TEL 0537-35-0936

このほかにも支援制度があります。経済産業省
農林水産省からの情報もご確認ください



農林水産省



経済産業省

静岡県の緊急支援策についての
情報はこちらから確認できます



最新の情報は市ホーム
ページ等でご確認ください

